

第51回衆議院議員総選挙 第27回最高裁判所裁判官国民審査が 2月8日〔日曜日〕に執行されます。

～期日前投票にお越しになる方へ～

投票所入場券の到着が遅くなる場合がございますが、持参していない場合でも、選挙権を有することが確認できれば投票できます。

◆投票時間 午前7時から午後6時まで
(投票時間が変更されていますのでご注意ください)

◆選挙権

◎有田市で投票できる方の住所要件は

令和7年10月26日以前から投票日まで引き続き有田市に居住(住民登録)されている方。

または、選挙人名簿に登録されていない方で、3ヶ月以上有田市に居住(住民登録)されていたが、他の市区町村に転出し、まだ転出先にて3ヶ月以上居住(住民登録)されていない方。

◎年齢要件は

上記の住所要件とあわせて

平成20年2月9日以前に生まれた方。

◆期日前投票(場所:市役所2階ロビー)

投票日の当日、仕事や旅行、用務などで投票所に行けない方は、期日前投票をすることができます。

投票所入場券をご持参ください。(※持参していない場合でも、選挙権を有することが確認できれば投票できます。)

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票は、2月1日(日曜日)からです。

期間:1月28日(水曜日)から2月7日(土曜日)

時間:午前8時30分から午後8時

◆不在者投票

下記の場合は1月28日(水曜日)から2月7日(土曜日)まで不在者投票をすることができます。

- ・指定病院・指定老人ホーム等に入院、入所中の方。
- ・郵便等による投票(下記参照)
- ・他市区町村に滞在中
- ・投票の当日には18歳を迎えるが、投票を行おうとする日においてはまだ17歳である方。

◆郵便等による投票

次の障害等の程度に該当する方は、自宅において郵便等による不在者投票ができます。

	障害等の種類	程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級又は3級
	免疫、肝臓	1級から3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症から第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症から第3項症
介護保険の被保険者証の要介護状態区分		要介護5

なお、この郵便等による不在者投票を行うためには、選挙管理委員会が交付する郵便等投票証明書が必要です。事前にその交付申請をしてください。

また、郵便等による不在者投票をすることができる方で、身体障害者手帳で上肢又は視覚の障害が1級、又は戦傷病者手帳で上肢又は視覚の障害が特別項症から第2項症までの方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た者(選挙権を有する者に限る。)に投票に関する記載をさせることができます。

今回の選挙における郵便等投票用紙の交付請求は2月4日(水曜日)までとなっており、投票用紙の交付及び投票は、いずれも郵便等によって行いますので、早めに投票用紙の請求をしてください。

有田市選挙管理委員会 ☎0737-22-3551

裏面もご覧ください。投票所の地図を掲載しております。